

2018（平成30）年度 社会福祉法人共働福祉会 法人事業計画

○はじめに

平成29年度、社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、社会福祉法人の制度改革がスタートした。その中に掲げられている項目 ①経営組織のガバナンスの強化 ②事業運営の透明性の確立（ホームページ・電子開示システムの活用） ③財務規律の向上 ④地域における公益的な取組の実施 において、次年度は若干の変更点、改善点がみられる。今年度の改正内容を振り返りつつ、新たな内容を逃すことなく実施していく。なお、④のいわゆる地域貢献に関しては、実施条件の緩和がみられ、間接的にでも社会福祉の向上に資するものであれば該当するとの通知がなされた。福山市社会福祉協議会主導の「福山市地域福祉貢献活動協議会」による組織における活動、それと併せて事業所の所属する学校区を中心とした直接的な取組を地域ボランティアの会と協力しながら実施していく。法人内利用者の適切な処遇はもちろんのこと、「『共生社会』誰もが暮らしやすい社会づくり」の一役を担っていることを自覚し、そして役割を果たし、年度末には自信をもって自らの取り組みが報告できるようすすめていく。

○報酬改定 と サービスを取り巻く状況

平成30年度は3年に一度のサービス等報酬改定の年であり、基本的には次の基本方針により見直しが行われている。

- (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援
- (2) 医療的ケア児への対応等
- (3) 精神障害者の地域移行の推進
- (4) 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進
- (5) 障害福祉サービスの持続可能性の確保

全体的な報酬改定率はプラス0.47%であるが、人員体制の強化や質の高いサービスの提供に対しては加算、また基準内容にすら達しない事業所に対しては減算が施される内容であり、各サービスの収支状況を踏まえたメリハリをつけた改定がなされたといえる。

当法人に関係する事業の主な変更点は以下のとおりである。

- ・就学児対象の放課後等デイサービス事業においては、基本単価がサービス提供時間数と介助指標に対する該当の有無によって決まることとなった。また、理学療法士や保育士などの専門職の配置による加算が今まで以上に手厚くなった。
- ・就労継続支援B型事業所においては、基本単価がこれまでの支援員の配置状況と定員に加えて平均工賃の額によって決まることとなった。こちらは利用者個々の適正に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を送ることができるようになるものであり、各事業所の取り組みの真価が問われることとなった。

○利用者への処遇

個々の利用者の意思と尊厳が守られサービス利用によって豊かな生活にむすびつくよう、職員一人ひとりが高い意識をもって日々の直接支援また相談支援に取り組んでいく。そのためには障害者支援に対する理解と学びをさらに深め、かつ安心

安全に活動するためにも防災防犯体制の強化が求められる。

人権擁護面では、いまだに障害者に対する虐待件数は増加する一方であり、その中であって施設職員による虐待も並行して増えている実態がある。当法人においては職員全員が正しい知識と感覚を身につけ、互いを確認し示しあうことができるような職場環境を整備していく。また先般発表された平成28年度に児童相談所が対応した虐待の件数は前年比18%増の12万件超と急増しており社会問題化している。対応として、特に相談支援事業においては、個々の家庭環境を中心とした生活状況を把握し、小さな変化を見逃すことの無いように努めていく。

○職員体制

昨今の雇用事情は全般的に人手不足の状況であり、特に福祉職においては顕著であるとされている。欠員補充に対しても円滑に行えていないのが現状であり、魅力のあるいきいきと誇りをもって働ける職場、特に若者が興味をもち、この職種について本当によかったと思えるような職場を築いていかななくてはならない。そのためには既存の職員が学びを深めて専門性を強めること、また活躍の場を自法人にとどまらず、各種部会・圏域における会議や活動への参加による情報の収集とフィードバックを行い、法人全体の底上げに努めていかななくてはならない。また「働き方改革」になった職場の環境の改善にも耳を傾け、誇りをもって業務に従事できるような体制を築いていく。

○中期事業計画

久松共働センター

平成28年度に取得した隣接地について、今後はこの土地における社会福祉事業の拡大を図ることが課せられた責務である。家庭環境の急変などの理由から、グループホーム、短期入所の利用希望者が数名発生したことに伴い、構想を固めることが今年度の課題とされる。建設資金についても借入金額を含めた具体的な内容を検討し、2019年度設計、2020年度着工、2021年度完成・事業開始の運びですすめていく。

福山共働センター

就労移行支援事業の休止に伴い、将来的な構想を再検討する必要性が出てきた。現時点で、生活介護事業の定員増を早急の課題として挙げており、隣接地の入手、旧館の解体によりスペースを確保した上での事業計画が求められる。旧館跡を駐車場スペースとして活用できれば、新館建設・事業拡大計画もより現実味がおびてくるものと考えられる。

就労継続支援A型事業所の破たんなどにより障害福祉サービスへの風当たりは強さを増している状況ではあるが、私たちに課せられた事業の遂行、課題の解決を着実にやっていく。そして運営の適正化はもちろんのこと、充実した利用者数、職員体制、支援体制を確立させることにより、安定的な事業運営を継続していく。

次年度も役職員一体となり事業計画の実現に向けて邁進してまいります。

1. 法人が行う事業

(1) 事業種別

(ア) 第2種社会福祉事業

(2) 種類及び名称

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす
- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B 型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 福山共働センター 就労移行支援

※なお、福山共働センター 就労移行支援事業は、
平成30年4月1日より平成32年3月31日まで休止とする

(3) 管理者

戸田 榮次 以下5事業所管轄

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす

井原 俊博 以下3事業所管轄

- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B 型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 福山共働センター 就労移行支援

(4) 所在地

福山市久松台3丁目1番39号

2. 役員・評議員の状況

(役員)	理事6名	監事2名
理事長	戸田 榮次	
理事	戸田 榮次	
	江草 要	
	中澤 則之	
	瀧口 清美	
	小迫 紀澄	
	戸田 清二	
監事	江草 克己	
	江草 和広	

(評議員) 7名
野村 守
広川 昌彦
三島 麗子
高橋 宏治
品川 裕見子
丸尾 富美子
藤原 大輔

3. 行事等実施計画

平成30年	5月	理事会の開催
	6月	評議員会の開催
	11月	監事等研修会
	12月	理事会の開催 役員懇親会開催
平成31年	3月	理事等研修会 理事会の開催 評議員会の開催

以上

平成 30 年度 社会福祉法人共働福祉会

久松共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 1 番 39 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・生活介護 20 人
- ・就労継続支援 B 型 20 人

○障害児通所支援事業

事業所名：サニーふれいす

放課後等デイサービス 10 人

○福山市地域生活支援事業

- ・日中一時支援事業 10 人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1 人（兼務）	サービス管理責任者	1 人（兼務）
看護師	1 人（兼務）	生活支援員	16 人（内 2 人兼務）
調理員	1 人（兼務）	医師	1 人（嘱託）

・就労継続支援 B 型

管理者	1 人（兼務）	サービス管理責任者	1 人（兼務）
生活支援員	1 人	職業指導員	3 人
目標工賃達成指導員	1 人	調理員	1 人（兼務）
医師	1 人（嘱託）		

・放課後等デイサービス

管理者	1 人（兼務）	児童発達支援管理責任者	1 人（兼務）
指導員	9 人	医師	1 人（嘱託）

・日中一時支援

管理者	1 人（兼務）	指導員	12 人（兼務）
-----	---------	-----	----------

※指導員は障害福祉サービス事業と兼務 開所日に 2 名ローテーション勤務

（日中一時支援開所日は 障害福祉サービス事業は休業日）

・特定相談支援事業 障害児相談支援事業

管理者	1 人（兼務）	相談支援専門員	1 人（専任）
		相談支援専門員	1 人（兼務）

4. 事業開始予定年月日

事業開始 平成 30 年 4 月 1 日
事業完了 平成 31 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 年 2 回健康診断を行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービス、障害児通所支援の提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前 3 項のほか、以下に定める内容、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

- ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）、

○児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

- ・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関する事

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所内外における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関する事

(3) 放課後等デイサービス

- ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関する事

(4) 日中一時支援

- ① 食事の提供・身辺介護・健康管理
- ② 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための必要な支援
- ③ 機能訓練及び社会適応訓練

(5) 特定相談支援事業 障害児相談支援事業

- ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成
- ② 支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成
- ③ 支給決定後、厚生労働省で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）
- ④ サービス事業者等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の推奨

(6) 作業内容

- ・生活介護
 - ① 菓子箱折り
 - ② キット（CDボックス等）の袋入れ
 - ③ 無料地域情報誌の配布
 - ④ 枕へのクッション材入れ
- ・就労継続支援B型
 - ① 乾燥食材の袋詰め
 - ② 染料を使用した自主製品づくり
 - ③ 営農活動
 - ④ 事業所内厨房における調理補助
 - ⑤ 施設外就労

7. 健康管理

年2回健康診断（但し放課後等デイサービス利用者は除く）

8. 防災計画

年2回防災訓練（放課後等デイサービス利用者は可能な際に参加する）

9. 日 課

○生活介護 就労継続支援 B型

9:45	開所	
10:00~10:10	朝の会	
10:10~12:00	作業・活動	
12:00~13:00	休憩	
13:00~15:00	作業・活動	
15:00~15:15	休憩	
15:15~15:40	作業・活動	掃除
15:40~15:45	終わりの会	
15:45~	送迎車 乗車	
16:00~	帰路出発	

○放課後等デイサービス（休業日）

9:00	開所	
9:00~9:10	朝の会	
9:10~12:00	活動	
12:00~13:00	昼食・休憩	
13:00~15:00	活動	
15:00~15:15	休憩	
15:15~16:45	活動・掃除	
16:45~16:55	終わりの会	
16:55~	送迎車 乗車	
17:00~	帰路出発	

○放課後等デイサービス（放課後支援）

14:30~	迎え（各学校へ）	
15:00~15:30	送迎	
15:30~17:00	活動	
17:00~	帰路出発	

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

平成30年度 社会福祉法人共働福祉会

福山共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市御幸町上岩成731

2. 利用定員

生活介護	10人
就労継続支援B型	20人
就労移行支援事業	0人

3. 職員定数

生活介護			
管理者	1人(兼務)	サービス管理責任者	1人(兼務)
看護師	1人(兼務)	生活支援員	7人(内1名兼務)
医師	1人(嘱託)		

就労継続支援B型

管理者	1人(兼務)	サービス管理責任者	1人(兼務)
生活支援員	3人	職業指導員	2人
目標工賃達成職員	1人	医師	1人(嘱託)

就労移行支援

管理者	1人(兼務)	サービス管理責任者	1人(兼務)
就労支援員	0人	職業指導員	0人
生活支援員	0人	医師	1人(嘱託)

4. 事業開始予定年月日

事業開始	平成30年4月1日
事業完了	平成31年3月31日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練を年2回実施し、非常事態に備える。
3. 健康診断を年2回行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年11月7日法律第123号）、及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(3) 就労移行支援

- ① 就労移行支援計画の作成
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- ③ 施設外就労、職場実習の実施
- ④ 公共職業安定所での求職登録及び求職活動の支援
- ⑤ 職場定着に向けた相談等の支援の継続
- ⑥ その他利用者の支援に関すること

3. 作業内容（生産活動）

(1) 生活介護

- ① キットBOXの袋詰め
- ② 無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③ その他内職作業

(2) 就労継続支援B型

- ① ラジコンヘリコプター用部品の袋詰め

- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③手芸用ビーズのケース詰め、シール張り
- ④その他内職作業
- ⑤施設外就労

(3) 就労移行支援

- ①軍手の検査・結束・機械仕上げ
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③その他内職作業
- ④施設外就労・職場実習

7. 健康管理

年2回健康診断（6月、12月）

8. 防災計画

年2回防災訓練（3月、9月）

9. 日 課

9：45～	開所
9：45～10：00	朝の会
10：00～11：00	作業・活動
11：00～11：15	休憩
11：15～12：00	作業・活動
12：00～13：00	休憩
13：00～14：30	作業・活動
14：30～14：45	休憩
14：45～15：30	作業・活動
15：30～16：00	清掃・終わりの会
16：00～	帰宅

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり